



高岡市人づくり奨学資金 返還のしおり

令和7年7月
高岡市教育委員会

※この「しおり」は奨学資金の返還が終了するまで、大切に保管してください。

※本書は令和7年7月現在のものであり、内容については変更する場合があります。

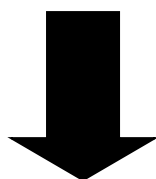
『高岡市人づくり奨学資金』は無利子の奨学資金貸付制度ですので、返還する必要があります。返還金は、これから大学等に進学する学生の皆様の奨学金の原資となるものです。奨学金を受給された皆様におかれては、制度の趣旨をご理解いただき、返還にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【返還終了までの流れ】

貸与期間

入学～卒業

据置期間（１年間）



返還期間

返 還

１５年以内

半年賦（７月・１月）

【お問合せ・届け出先】

高岡市教育委員会事務局 教育総務課 総務係

〒933-8601 富山県高岡市広小路 7 番 50 号 高岡市役所 5 階

電話 0 7 6 6 - 2 0 - 1 4 4 3 FAX 0 7 6 6 - 2 0 - 1 6 6 7

目 次

1	返還方法について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	返還の優遇制度（返還特別免除）について・・・・・・・・	1～ 2
3	返還金額について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	貸与終了後の届出等について・・・・・・・・・・・・	4
5	奨学金Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・	5

【参考】

○高岡市奨学資金貸与条例・・・・・・・・	6～ 9
○高岡市奨学資金貸与条例施行規則・・・・・・・・	10～12
様式第 5 号 奨学資金借用証書・・・・・・・・	13
様式第 6 号 奨学資金返還免除申請書・・・・・・・・	14
様式第 7 号 奨学資金返還特別免除申請書・・・・・・・・	15
様式第 8 号 就業証明書・・・・・・・・	16
様式第 9 号 奨学資金返還猶予申請書・・・・・・・・	17
様式第 10 号 変更届出書・・・・・・・・	18
様式第 11 号 死亡届出書・・・・・・・・	19

1 返還方法について

(1) 据置期間

卒業後 1 年間（奨学資金の貸付期間を満了した日から 1 年間）

(2) 返還期間

据置期間終了後 15 年以内の分割均等償還

(3) 返還方法

- ・ 半年賦返還（7 月・1 月）

- ・ 返還時期に合わせて教育委員会から返還用の納付書をお送りしますので、金融機関にて振込手続きをしてください。

※ 指定金融機関（北陸銀行）及び納付書記載の金融機関の本支店で振込手続きをされる場合の手数料は必要ありませんが、その他の場合は振込手数料が別途必要です。

※ 納付書の送付先は、希望により保護者等の住所地とすることが可能です。

(4) 延滞金

年 7.3%

※ 指定された日までに納入されない場合は、返還までの日数に応じて返還すべき額に上記割合を乗じて得られる額を支払っていただきます。

2 返還の優遇制度（返還特別免除）について

奨学金の返還にあたっては、下記の要件をすべて満たせば、申請により返還金の一部（最高：貸与総額の 50%相当額）が免除される制度を利用できます。

○要件

(1) 返還特別免除の申請の日において、引き続き 1 年以上、本市に居住（住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいいます。）していること。

(2) 返還特別免除の申請の日の属する年度の前年度に本市に市民税を納付していること。ただし、返還初年度の前年度の市民税が非課税の場合は、この限りでない。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 事業所又は事務所に就業していること。

(5) 人づくり奨学資金の返還を怠っていないこと。

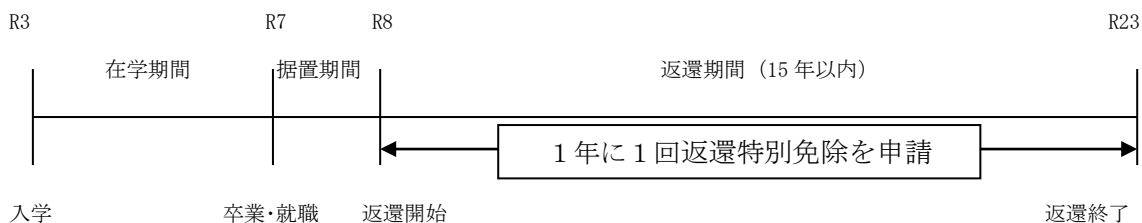
○返還特別免除額

1年間に返還すべき額に100分の50を乗じて得た額（ただし、貸与総額の100分の5を乗じて得た額を超えない額）

※1年ごとに申請が必要です。7月・1月の2回の返還のうち、1月の返還金から免除しますので、返還特別免除を希望される場合は、12月上旬までに申請してください。詳しくは教育委員会教育総務課にお問い合わせください。

【例】

令和3年に大学に入学し、4年間で総額280万円の貸与を受け、卒業後、高岡市内に居住し就業しながら奨学資金を返還しているAさんが、毎年、返還特別免除の適用を受けた場合



返還期間5年の場合

・1年間に返還すべき額：560,000円

・返還特別免除額：560,000円×50/100=280,000円 ⇒ 140,000円

※貸与総額の100分の5が上限

・返還特別免除の総額：140,000円×5回=700,000円

返還期間8年の場合

・1年間に返還すべき額：350,000円

・返還特別免除額：350,000円×50/100=175,000円 ⇒ 140,000円

※貸与総額の100分の5が上限

・返還特別免除の総額：140,000円×8回=1,120,000円

返還期間10年の場合

・1年間に返還すべき額：280,000円

・返還特別免除額：280,000円×50/100=140,000円

・返還特別免除の総額：140,000円×10回=1,400,000円

※返還期間を10年以上に設定し、毎年申請すれば、貸与総額の50%の免除が受けられます。

3 返還金額について

【貸与金額早見表】

(単位：円)

区分		貸与年額	貸与年数				
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
大学院	国公立	500,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000
〃	私立	700,000	700,000	1,400,000	2,100,000	2,800,000	3,500,000
大 学	国公立	500,000	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000	
〃	私立	700,000	700,000	1,400,000	2,100,000	2,800,000	
短期大学	国公立	400,000	400,000	800,000			
〃	私立	700,000	700,000	1,400,000			
専修学校	国公立	400,000	400,000	800,000	1,200,000	1,600,000	
〃	私立	700,000	700,000	1,400,000	2,100,000	2,800,000	

※本表に該当しない場合もあります。

【1回(半年)あたりの返還金試算表】 ※年間の返還金は下記金額の倍額となります。

返還年数	返還回数	貸与総額 (単位：円)			
		800,000	1,400,000	2,000,000	2,800,000
1	2	400,000	700,000	1,000,000	1,400,000
2	4	200,000	350,000	500,000	700,000
3	6	133,333	233,333	333,333	466,667
4	8	100,000	175,000	250,000	350,000
5	10	80,000	140,000	200,000	280,000
6	12	66,667	116,667	166,667	233,333
7	14	57,143	100,000	142,857	200,000
8	16	50,000	87,500	125,000	175,000
9	18	44,444	77,778	111,111	155,556
10	20	40,000	70,000	100,000	140,000
11	22	36,364	63,636	90,909	127,273
12	24	33,333	58,333	83,333	116,667
13	26	30,769	53,846	76,923	107,692
14	28	28,571	50,000	71,429	100,000
15	30	26,667	46,667	66,667	93,333

※円未満は切捨てしてありますので、実際の返還額と相違する場合があります。

4 貸与終了後の届出等について

(提出先：高岡市教育委員会事務局 教育総務課)

(1) 学校等を卒業したら……奨学資金借用証書

学校等を卒業後、速やかに奨学資金借用証書（様式第 5 号…13 ページ）を提出
願います。

(2) 住所、氏名等を変更したら……変更届出書

奨学資金の返還を完了する前に、奨学生若しくは連帯保証人の住所、氏名等に変
更があったときは、変更届出書（様式第 10 号…18 ページ）を提出願います。

(3) 返還猶予を希望される場合は……奨学資金返還猶予申請書

事情により返還が一時的に困難な場合は、奨学資金返還猶予申請書（様式第 9 号
…17 ページ）を提出願います。

5 奨学金 Q & A

【返還特別免除】

Q. 返還特別免除制度を利用する場合の手続きは。

A. 返還特別免除制度は大学等を卒業後に就業して本市に貢献してくださる方を優遇するという趣旨の制度です。本市に住所を有していること等に加えて、市民税の課税対象者（返還初年度の前年度の市民税が非課税の場合は除く）であり、市に納付すべき税金全般の滞納がないこと等を条件としています。これらの条件を満たしている方は、1年に1回、その年の返還額の一部について免除を申請することができます。本制度を利用される場合は、必要書類（様式第7号及び第8号…15、16ページ）を12月上旬までに提出してください。詳しくは教育委員会教育総務課にお問い合わせください。

【連帯保証人】

Q. 連帯保証人が死亡した場合の手続きは。

A. 新たな連帯保証人をたてていただき、変更届出書（様式第10号…18ページ）を教育委員会総務課に提出してください。保護者以外の場合は、届出時に60歳以下で県内在住者であることが必要です。

【返還年数の変更】

Q. 返還年数は返還途中で変更できるか。

A. 特別の事由がない限り、変更はできません。ただし、返還残額を一括して繰り上げて返還することはできます。

【返還金の口座振替、コンビニエンスストアでの納付】

Q. 返還を口座振替、又はコンビニエンスストアでの納付を利用したいが。

A. 現状ではいずれも利用できません。お手数ですが、金融機関にて市から送付する納付書での納入をお願いします。

○高岡市奨学資金貸与条例（抄）

平成 26 年 3 月 20 日

条例第 15 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、経済的な理由により学校等における修学が困難な者及び市外から高岡市内の大学等に進学した者に対して修学上必要な資金（以下「奨学資金」という。）を貸与し、あわせて卒業後本市に居住する者に対して返還免除による優遇措置を講じることにより、これらの者の修学を容易にするとともに、本市への定住促進を図り、もって次代を担う有為な人材の育成・確保と定住人口の増加に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）に規定する大学、大学院、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）及び短期大学をいう。
- （2） 地元大学等 法に規定する大学及び大学院で本市の区域内に所在するものをいう。
- （3） 居住 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。

（奨学資金の種類）

第 3 条 奨学資金の種類は、次のとおりとする。

- （1） 人づくり奨学資金 修学意欲が高く、かつ、経済的な理由により学校等での修学が困難な者に対し貸与する奨学資金をいう。
- （2） たかおか留学奨学資金 修学のために市外から地元大学等に進学した者のうち、学業成績が特に優良と認められるものに対し貸与する奨学資金をいう。

第 2 章 人づくり奨学資金

（人づくり奨学資金の貸与対象者）

第 4 条 人づくり奨学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1） 学校等に在学し、又は入学が決定していること。
- （2） 保護者（本人が未成年の場合にあつては親権を行う者又は未成年後見人をいい、本人が成年の場合にあつては父母又はこれに代わる者をいう。）が本市に住所を有していること。
- （3） 学業成績が優秀で、かつ、学費の支弁が困難なこと。
- （4） 他の奨学金制度（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く。）を利用していないこと。

(人づくり奨学資金の貸与額)

第5条 人づくり奨学資金の貸与の額は、次の表のとおりとする。

区分	金額	
大学及び大学	国公立	年額 500,000 円
	私立	年額 700,000 円
専修学校及び短期大学	国公立	年額 400,000 円
	私立	年額 700,000 円

(利息)

第6条 人づくり奨学資金は、無利息とする。

(人づくり奨学資金の貸与期間)

第7条 人づくり奨学資金の貸与の期間は、貸与の開始から当該学校等を卒業し、又は修了するまでとする。ただし、入学から起算して当該学校等の正規の修業年限に相当するまでの期間(第12条の規定により貸与の停止を受けたときは、当該停止の期間を加算する。)を超えることができない。

(貸与の申請)

第8条 人づくり奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その旨を市長に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第9条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請を受理したときは、第22条の規定による高岡市人づくり奨学資金等審査委員会の意見を聴き、人づくり奨学資金の貸与を受ける者を決定するものとする。

(貸与の方法)

第11条 人づくり奨学資金は、毎年度2期に分けて貸与する。

(貸与の停止)

第12条 市長は、人づくり奨学資金の貸与を受けている者(以下「人づくり奨学生」という。)が休学したときは、休学した日の属する期の次の期(休学した日が4月1日又は10月1日であるときは、当該日の属する期)から復学する日の属する期(復学する日が4月1日又は10月1日であるときは、当該日の属する期の前の期)までの期間、貸与を停止する。

(貸与の取消し)

第13条 市長は、人づくり奨学生(前条の規定により貸与を停止された者を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 第4条各号に定める要件のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 人づくり奨学資金の貸与を辞退したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人づくり奨学資金の貸与を受けることが適当でないと認められるとき。

(返還)

第14条 人づくり奨学資金の貸与を受けた者は、学校等を卒業し、又は修了した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後、15年以内に貸与を受けた人づくり奨学資金の全額(以下「人づくり奨学資金の全額」という。)を半年賦の方法により返還しなければならない。ただし、人づくり奨学資金の全額又は人づくり奨学資金の全額から既に返還した額を差し引いた額を繰り上げて返還することができる。

2 前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、人づくり奨学資金の貸与を受けた者は、市長が別に指示する方法により人づくり奨学資金の全額を返還しなければならない。

(返還の免除)

第15条 市長は、人づくり奨学資金の貸与を受けた者が人づくり奨学資金の返還を完了する前に死亡したとき、又は心身の障害その他特別の事由により人づくり奨学資金の返還が困難であると認めるときは、人づくり奨学資金の全額又は貸与を受けた人づくり奨学資金の一部の返還を免除することができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、次代を担う有為な人材を確保し、定住人口の増加を図るために、本市に居住する者で相当と認めるものに対し、貸与を受けた人づくり奨学資金の一部の返還を免除することができる。

(返還の猶予)

第16条 市長は、人づくり奨学資金の貸与を受けた者が学校等その他市長が認めるものに進学したとき、又は疾病、災害その他特別の事情により人づくり奨学資金の返還が一時的に困難であると認めるときは、相当の期間、返還を猶予することができる。

(延滞金)

第17条 人づくり奨学資金の貸与を受けた者は、人づくり奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて、返還すべき額に年7.3パーセントの割合を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する延滞金を支払わなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

2 前項に定める延滞金の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 第1項の規定にかかわらず、人づくり奨学資金の返還の日が人づくり奨学資金を返還すべき日の翌日から起算して30日を超えないときは、延滞金を徴収しない。

4 市長は、特別の事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第4章 高岡市人づくり奨学資金等審査委員会
(審査委員会)

第22条 奨学資金の貸与に関し必要な事項を審査するため、高岡市人づくり奨学資金等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の委員の定数は、5人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 民生関係者

(3) 教育委員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員のうち、職によって委嘱された者にあつては、当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

6 委員は、再任されることができる。

第5章 補則
(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○高岡市奨学資金貸与条例施行規則（抄）

平成 26 年 9 月 25 日

規則第 31 号

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高岡市奨学資金貸与条例(平成 26 年高岡市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第 2 章 人づくり奨学資金

（人づくり奨学資金の貸与の申請）

第 3 条 条例第 8 条の規定により申請者は、別に定める期間内に、在学する学校等の長を経由して次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 人づくり奨学資金貸与申請書(様式第 1 号)
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 学業成績証明書
- (4) 世帯全員の所得を証明する書類
- (5) 人づくり奨学生推薦調書(様式第 2 号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（人づくり奨学資金の連帯保証人の資格等）

第 4 条 条例第 9 条に規定する連帯保証人は、1 人を保護者とし、他の 1 人を債務を負担する能力を有する者であつて保護者及び申請者と生計を別にする富山県内に住所を有するもの(連帯保証人を立てる際に 60 歳以下の者に限る。)とする。

2 連帯保証人が欠けたときは、人づくり奨学生又は人づくり奨学資金の貸与を受けた者は、別に連帯保証人を立てなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合においては、この限りでない。

（貸与の決定等）

第 5 条 条例第 10 条の規定により人づくり奨学資金の貸与を受ける者を決定したときは、市長は、奨学生選考結果通知書(様式第 3 号)により申請者及び学校等に通知するものとする。

2 前項の規定による人づくり奨学資金の貸与を決定した旨の通知を受けた申請者は、誓約書(様式第 4 号)を速やかに市長に提出しなければならない。

（人づくり奨学資金の貸与の方法）

第 6 条 条例第 11 条の規定により人づくり奨学資金は、1 期分を 4 月 30 日まで(貸与を開始する年にあつては、7 月 31 日まで)に、2 期分を 9 月 30 日までに貸与するものとする。

ただし、追加募集その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

(学業成績証明書の提出)

第7条 人づくり奨学生は、毎年度、学業成績証明書を市長に提出しなければならない。

(借用証書)

第8条 人づくり奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金借用証書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 学校等を卒業し、又は修了したとき。

(2) 条例第13条の規定により人づくり奨学資金の貸与が取り消されたとき。

2 連帯保証人は、人づくり奨学生が死亡したときは、奨学資金借用証書を速やかに市長に提出しなければならない。

(返還)

第9条 条例第14条第1項に規定する半年賦の方法による返還は、7月及び1月に行うものとする。

(返還の免除の申請)

第10条 条例第15条第1項の規定による返還の免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(人づくり奨学資金の返還特別免除の申請)

第11条 人づくり奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、条例第15条第2項の規定による返還の免除(以下「人づくり奨学資金の返還特別免除」という。)を申請することができる。

(1) 人づくり奨学資金の返還特別免除の申請の日において、引き続き1年以上、本市に居住していること。

(2) 人づくり奨学資金の返還特別免除の申請の日の属する年度の前年度に本市に市民税を納付していること。ただし、返還初年度の前年度の市民税が非課税の場合は、この限りでない。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 事業所又は事務所に就業していること。

(5) 人づくり奨学資金の返還を怠っていないこと。

2 人づくり奨学資金の返還特別免除を受けようとする者は、別に定める期間に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 奨学資金返還特別免除申請書(様式第7号)

(2) 住民票の写し

(3) 納税証明書

(4) 就業証明書(様式第8号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 人づくり奨学資金の返還特別免除の額は、1年間に返還すべき額に100分の50を乗じ

て得た額(人づくり奨学資金の全額に100分の5を乗じて得た額を超えない額)とする。

4 人づくり奨学資金の返還特別免除の申請ができる回数は、1年に1回とする。

(返還猶予の申請)

第12条 条例第16条の規定による返還の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書(様式第9号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第13条 人づくり奨学生は、休学、復学、転学若しくは退学をしたとき又は人づくり奨学生若しくは連帯保証人の住所、氏名その他市長が必要と認める事項に変更があったときは、在学する学校等の長を経由して、変更届出書(様式第10号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 人づくり奨学資金の貸与を受けた者は、人づくり奨学資金の返還を完了する前に、人づくり奨学生又は連帯保証人の住所、氏名その他市長が必要と認める事項に変更があったときは、変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 連帯保証人は、人づくり奨学生が死亡し、又は人づくり奨学資金の貸与を受けた者が人づくり奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、死亡届出書(様式第11号)に死亡を証明する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

第4章 高岡市人づくり奨学資金等審査委員会

(審査委員会)

第20条 条例第22条第1項に規定する高岡市人づくり奨学資金等審査委員会(以下「審査委員会」という。)に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長の指名によるものとする。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を処理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 審査委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 補則

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 5 号（第 8 条関係）

奨学資金借用証書

年 月 日

高岡市長あて

奨学生番号
本人 住所
氏名 ⑩
連帯保証人 住所
氏名 ⑩
連帯保証人 住所
氏名 ⑩

金 円也

私は、上記のとおり人づくり奨学資金の貸与を受けました。

ついては、高岡市奨学資金貸与条例及び高岡市奨学資金貸与条例施行規則に従い、下記のとおり連帯保証人と連帯して遅滞なく返還します。

貸与総額	円
返還年数	年 月から 年 月まで（計 回）

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して下さい。
租税特別措置法第 91 条の 3 第 2 項に基づき印紙税が非課税のため、収入印紙は不要です。

様式第 6 号（第10条関係）

奨学資金返還免除申請書

年 月 日

高岡市長あて

奨学生番号

本人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

人づくり奨学資金の返還について、下記のとおり免除を受けたいので申請します。

記

1 免除申請額 円

2 免除を受けようとする事由

3 貸与期間 年 月から 年 月まで

4 貸与総額 円

5 返還済額 円

6 未返還額 円

備考 免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して下さい。

様式第 7 号（第11条、第17条関係）

奨学資金返還特別免除申請書

年 月 日

高岡市長あて

奨学生番号

本 人 住所

氏名

人づくり奨学資金の返還について、下記のとおり返還特別免除を受けたいので申請します。

記

- | | | | |
|---|--------------|-------|-------|
| 1 | 貸与期間 | 年 月から | 年 月まで |
| 2 | 貸与総額 | | 円 |
| 3 | 返還済額 | | 円 |
| 4 | 未返還額 | | 円 |
| 5 | 本年度の返還予定額 | | 円 |
| 6 | 本年度の免除申請額 | | 円 |
| 7 | 申請年度の免除後の返還額 | | 円 |

備考 住民票、納税証明書及び就業証明書を添付して下さい。

様式第 8 号（第11条、第17条関係）

就業証明書

本人記入欄	フリガナ	
	氏名	(年 月 日生)
	住所	〒 電話番号
	勤務先名	
	所属部署名	
	勤務場所	〒 電話番号
	採用年月日	

事業所又は事務所記入欄	上記の者は、当事業所又は事務所に就業していることを証明します。 年 月 日 事業所又は事務所名 代表者名 高岡市長あて
-------------	--

備考 本人記入欄に必要事項を記入し、就業先から証明を受けて下さい。

様式第 9 号（第12条関係）

奨学資金返還猶予申請書

年 月 日

高岡市長あて

奨学生番号

本人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

人づくり奨学資金の返還について、下記のとおり猶予を受けたいので申請します。

記

- 1 未返還額 円
- 2 猶予を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
- 3 猶予を受けようとする事由

備考 猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付して下さい。

様式第10号（第13条関係）

変更届出書

年 月 日

高岡市長あて

奨学生番号

本 人 住所
氏名

下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

記

- 1 変更事由
- 2 変更内容
- 3 変更年月日

様式第11号（第13条関係）

死亡届出書

年 月 日

高岡市長あて

（届出人）

住所

氏名

奨学生との続柄

下記のとおり奨学生が死亡したので、届け出ます。

記

- 1 奨学生氏名
- 2 奨学生番号
- 3 住所
- 4 生年月日
- 5 死亡年月日

備考 死亡を証明する書類を添付して下さい。